○白岡市個人情報保護条例

資料　４

平成７年９月２２日

条例第２１号

目次

第１章　総則（第１条―第５条）

第２章　実施機関における個人情報の取扱い（第６条―第１２条）

第３章　保有個人情報の開示及び訂正等（第１３条―第２２条の２）

第４章　受託者等が取り扱う個人情報の保護（第２３条・第２４条）

第５章　雑則（第２５条―第３０条）

第６章　罰則（第３１条―第３４条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市民の自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　個人情報　生存する個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ　個人識別符号が含まれるもの

⑵　個人識別符号　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第２項に規定する個人識別符号をいう。

⑶　要配慮個人情報　本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

⑷　保有個人情報　市政情報（白岡市情報公開条例（平成７年白岡町条例第２０号）第２条第１号に規定する市政情報をいう。以下同じ。）に記録されている個人情報をいう。

⑸　特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。

⑹　保有特定個人情報　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

⑺　情報提供等記録　番号法第２３条第１項及び第２項（これらの規定を番号法第２６条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

⑻　個人情報の保管等　個人情報の収集、保管（記録及び保存を含む。）及び利用をいう。

⑼　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

⑽　市民　市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが、実施機関に個人情報の保管等をされている者をいう。

⑾　事業者　法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

⑿　電子計算組織　与えられた一連の処理手順に従い、電子計算機及びその関連機器を利用して事務を処理する組織をいう。

⒀　個人情報ファイル　保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア　一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ　アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

⒁　本人　個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関等の責務）

第３条　実施機関は、個人情報の保管等を行うに当たっては、個人の権利利益を尊重し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

２　実施機関は、その所管職員に対して、個人情報の取扱いに関する教育及び研修を行い、指導及び監督に努めなければならない。

３　実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、その事業の実施に当たって個人情報の保管等を行うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するものとする。

（市民の責務）

第５条　市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないように努めるものとする。

２　市民は、個人情報の保護に関する市の施策に協力するものとする。

第２章　実施機関における個人情報の取扱い

（個人情報の保管等の一般的制限）

第６条　実施機関は、個人情報の保管等を行うに当たっては、その所掌する事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で行わなければならない。

２　実施機関は、要配慮個人情報の保管等を行ってはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき又は白岡市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、職務執行上特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（個人情報ファイルの届出等）

第７条　実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

⑴　個人情報ファイルの名称

⑵　個人情報ファイルの利用の目的

⑶　個人情報ファイルの内容

⑷　個人情報ファイルの対象となる個人の範囲

⑸　個人情報ファイルに要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

⑹　前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

２　実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は個人情報ファイルを廃止するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

３　市長は、前２項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

４　市長は、第１項及び第２項の規定による届出を受理したときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

（収集の制限）

第８条　実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的及び根拠を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

⑴　本人の同意があるとき。

⑵　法令等に定めがあるとき。

⑶　出版、報道その他これらに類する行為により公表された事実であるとき。

⑷　市民の生命、身体又は財産に対する安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

⑸　前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。

３　実施機関は、前項第４号の規定により本人以外のものから個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。

４　法令等の規定により、本人又はその代理人が申請行為等を行った場合は、第１項の規定による収集がなされたものとみなす。

（利用及び提供の制限）

第９条　実施機関は、第７条第１項の規定により届け出た利用の目的の範囲を超えて保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものに保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

２　実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。ただし、目的外利用等をすることによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

⑴　本人の同意があるとき。

⑵　法令等に定めがあるとき。

⑶　実施機関が所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を実施機関の内部又は相互間において利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

⑷　国の機関又は他の地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、当該保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

⑸　市民の生命、身体又は財産に対する安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

⑹　前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めたとき。

３　実施機関は、前項の規定により目的外利用等をしたときは、次に掲げる事項を記録し、市長に届け出なければならない。

⑴　目的外利用等をした保有個人情報の名称

⑵　目的外利用等をした保有個人情報の内容

⑶　目的外利用等の理由

⑷　前３号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

４　実施機関は、第２項第５号の規定により目的外利用等をしたときは、速やかにその事実を本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第９条の２　実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（特定個人情報の提供の制限）

第９条の３　実施機関は、番号法第１９条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第１０条　削除

（電子計算組織の結合の制限）

第１１条　実施機関は、電子計算組織により保有個人情報を処理する場合において、実施機関以外の電子計算組織と通信回線等による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

⑴　法令等に定めがあるとき。

⑵　実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

（適正管理）

第１２条　実施機関は、保有個人情報を取り扱うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、適正に維持管理をしなければならない。

⑴　保有個人情報をその利用目的に照らして、正確かつ最新のものとすること。

⑵　保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

２　実施機関は、必要でなくなった保有個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

３　実施機関は、前２項の規定による事務を処理させるため、保有個人情報保管等管理者を定めなければならない。

第３章　保有個人情報の開示及び訂正等

（開示の請求等）

第１３条　市民は、実施機関に対して、自己を本人とする保有個人情報の閲覧若しくは視聴又は写しの交付（以下「開示」という。）を請求することができる。

２　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する保有個人情報については、開示をしないことができる。

⑴　法令等の定めるところにより、開示することができないとされているもの

⑵　個人の評価、判定、指導、選考等に関する情報であって、本人に開示することにより、当該評価、判定、指導、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

⑶　本人に開示することにより、実施機関の公正又は適正な職務執行が著しく妨げられると認められるもの

⑷　前３号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、開示しないことが適当であると認めたもの

３　実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に前項各号のいずれかに該当する保有個人情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該保有個人情報を開示しなければならない。

４　実施機関は、第２項各号に規定する保有個人情報であっても、期間の経過により、同項各号のいずれにも該当しなくなったときは、これを開示しなければならない。

（訂正の請求）

第１４条　市民は、自己を本人とする保有個人情報の記録について事実の記載に誤りがあると認めるとき又は事実の記載が不完全であると認めるときは、実施機関に対して、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

（削除の請求）

第１５条　市民は、実施機関が第６条の規定による制限を超え、又は第８条第１項若しくは第２項の規定によらないで自己を本人とする保有個人情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対して、当該保有個人情報の削除を請求することができる。

（中止の請求）

第１６条　市民は、実施機関が第９条第１項若しくは第２項の規定に反して自己を本人とする保有個人情報の目的外利用等をしていると認めるとき、又は目的外利用等をするおそれがあると認めるときは、当該実施機関に対して、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

（請求の方法）

第１７条　第１３条第１項の規定による保有個人情報の開示、第１４条の規定による保有個人情報の記載の訂正、第１５条の規定による保有個人情報の削除又は前条の規定による目的外利用等の中止を請求しようとする者（未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）を含む。以下同じ。）は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

⑴　氏名及び住所

⑵　請求に係る保有個人情報の記録の名称又は内容

⑶　前２号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

２　前項の規定により請求しようとする者は、当該保有個人情報に係る本人又はその法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明する書類等を提示しなければならない。

（請求に対する決定等）

第１８条　実施機関は、前条第１項の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して１５日以内に、当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

２　実施機関は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに第１３条から第１６条までの規定により請求した者（以下「請求者」という。）に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

３　前項の場合において、請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止をしない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものとなる場合であって、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

４　実施機関は、やむを得ない理由により、第１項に規定する期間内に同項の規定による決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに請求者に対し、当該延長の理由及び決定できる期日を通知しなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第１８条の２　実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第１９条第７号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（開示等の実施及び方法）

第１９条　実施機関は、第１８条第１項の規定により、保有個人情報の開示を決定したときは、速やかに請求者に対し、当該保有個人情報の開示をしなければならない。

２　実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報を直接開示することにより、当該保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該保有個人情報を複写したもの（電磁的記録媒体に記録されたものについては、当該保有個人情報から出力し、又は採録したもの）により開示することができる。

３　保有個人情報の開示の請求者は、当該開示に係る本人又はその法定代理人であることを証明する書類等を提示しなければならない。

４　実施機関は、第１８条第１項の規定により、保有個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。

（開示の請求の特例）

第２０条　実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、保有個人情報の開示を請求しようとする者は、第１７条第１項の規定にかかわらず、当該保有個人情報の本人であることを証明するものを提示して、口頭により請求することができる。

２　実施機関は、前項の規定による開示の請求があったときは、第１８条第１項の規定にかかわらず、速やかに開示するものとする。

（手数料等）

第２１条　保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止に係る手数料は、無料とする。

２　保有個人情報の開示において、保有個人情報の写しの交付（第１９条第２項に規定する保有個人情報を複写したものの交付をする場合を含む。）を行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

３　前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、保有個人情報の写し等の交付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第２２条　開示決定等、訂正決定等、削除決定等、目的外利用等の中止決定等又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは目的外利用等の中止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問等）

第２２条の２　開示決定等、訂正決定等、削除決定等、目的外利用等の中止決定等又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは目的外利用等の中止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、白岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

⑴　審査請求が不適法であり、却下する場合

⑵　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書等の全部を開示することとする場合（当該行政文書等の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

２　前項の規定による諮問は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第２９条第２項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

３　第１項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

⑴　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

⑵　請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

⑶　当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第４章　受託者等が取り扱う個人情報の保護

（業務の委託等）

第２３条　実施機関は、業務を外部に委託するとき又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により同項の指定管理者の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）に同法第２４４条第１項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行わせる場合であって当該業務で個人情報を取り扱うときは、当該業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）又は指定管理者に対して、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

（受託者等の責務）

第２４条　受託者又は指定管理者は、当該業務の範囲内で、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

２　実施機関から委託を受けた業務又は指定管理者が管理する公の施設の業務において、個人情報を取り扱う業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

第５章　雑則

（運用状況の公表）

第２５条　市長は、毎年度１回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（個人情報保護相談）

第２６条　市民は、実施機関に対して、この条例に規定する個人情報の保管等について、相談の申出をすることができる。

２　実施機関は、前項の規定による相談の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは審議会の意見を聴いて、必要な措置を講ずるものとする。

（事業者に対する指導、助言等）

第２７条　市長は、事業者が個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、事業者に対し、指導、助言等必要な措置を行うことができる。

２　市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っているおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

３　市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

４　市長は、事業者が第２項の説明又は資料の提出を正当な理由がなく拒んだとき又は前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

５　市長は、前項の規定により事実を公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

（出資法人への要請等）

第２８条　市が出資その他の財政支出を行う法人（以下「出資法人」という。）で実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保管等している個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　実施機関は、当該出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

（他の法令等との調整）

第２９条　この条例は、他の法令等の規定により、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求ができる場合については、適用しない。

（委任）

第３０条　この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第６章　罰則

第３１条　実施機関の職員若しくは職員であった者、第２４条第１項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第１３号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第３２条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

第３３条　実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録媒体に記録されたものを収集したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

第３４条　偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。

附　則

１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の保管等及び電子計算組織による個人情報の処理については、この条例の規定により行った個人情報の保管等及び電子計算組織による個人情報の処理とみなす。